

様式第4号の4（第4条の4関係）

## 児童クラブ保護者送迎免除届出書

年 月 日

牛久市教育委員会教育長 様

保護者 住 所  
氏 名

児童クラブの利用に当たり、以下の理由により保護者が送迎することが困難であるため、送迎の免除を届け出ます。

また、この届出に当たって、児童クラブから自宅までの間における児童の安全管理については、保護者がその一切の責任を負います。

申請児童	学校 年 児童名
免除開始希望日	年 月 日
① 19時までに送迎することが困難である理由	
② 一緒に集団下校する兄弟 ※児童クラブに入級していない4～6年生に限る。	学校 年 児童名

※保護者から学校と児童クラブへの連絡をお願いします。

No.	連絡先	保護者チェック欄
1	学校（担任の先生）への連絡	<input type="checkbox"/> 連絡しました。
2	児童クラブへの連絡	<input type="checkbox"/> 連絡しました。

## 児童クラブ送迎免除対象者と注意事項について

牛久市児童クラブでは、児童の安全を最優先に考え、児童クラブへの登下校は保護者の送迎をお願いしております。保護者の責任のもと、児童のみでの登下校を希望する場合には、送迎免除の届出が必要です。また、送迎免除を利用するには一定の条件があります。

### 児童クラブ送迎免除対象者について

下記、①のいずれかの理由と②の条件を両方満たしている方が送迎免除の対象となります。

①保護者の就労状況により送迎が19時以降になることが常態であるとき、又は、傷病により送迎が困難であると認めたとき。

②入級児童と同学校に上学年（4～6年生）の兄弟が在学しており、兄弟との集団下校が可能であるとき。

上記の条件に該当し、児童クラブ送迎免除を届け出る場合は、下記の注意事項をご一読のうえ、「児童クラブ保護者送迎免除届出書」を提出して下さい。

### （注意事項）

- 1 送迎免除の届出をされた場合でも、児童クラブから自宅までの間における児童の安全管理については、保護者の方が責任をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 2 近年は牛久市内でも不審者の出没などの報告が増加している状況にあります。極力、保護者の方などによるお迎えを御検討ください。
- 3 下校については、兄弟のいる集団での下校を除き、高校生以上の保護者の送迎をお願いします。
- 4 児童の安全を確保するため、一人による登下校についての送迎免除の届出は受理できません。
- 5 届出は、年度ごとに提出が必要です。